

# 医業経営情報

NO. 36

## 今回のテーマ：医療機関で広告できる範囲

最近よく広告できる範囲について聞かれることが多くなりました。例えば歯科であれば“インプラント”や“審美歯科”は広告できるのか？とか、その他の科であれば“美容皮膚科”、“漢方外来”、“女性専用外来”はどうか？といった内容です。

医療機関は医療法により広告規制されている事は周知の事ですが、最近はかなり規制緩和され広告できる範囲が増えてきました。しかし「どこまでいいか」というラインはいまだ解りづらいと思います。

そこで今回は医療機関で広告できる範囲についてまとめてみました。

### ■医療法により広告規制の対象となるもの

具体的に広告できる範囲を説明する前に、まず医療法により広告規制の対象となるものについて確認したいと思います。

医療法第69条に「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文章その他のいかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。」と書かれています。これに違反した場合は、医療法第73条により6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金となります。

広告とは「不特定多数の者に知らせるもの」をいい、具体的例としては駅構内等の看板、電柱広告、新聞・雑誌等の広告などが挙げられます。

これに対して院内掲示物、パンフレット(不特定多数に配布するものを除く)、ホームページ等は広告規制の適用を受けないものとなります。

要は不特定多数の者を対象としたものが広告規制の対象となり、特定の者を対象としたものや患者自らが情報を得るためにアクセスするものは広告規制の対象となりません。以下、広告規制の対象となるものを【広告】と書き、対象とならないと区別します。

なお、次ページに広告規制の対象・対象外となるものをまとめてみました。

広告規制の対象となるもの	広告規制の対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅構内等の看板</li> <li>・ 電柱広告</li> <li>・ 新聞・雑誌等の広告</li> <li>・ バスや電車の車内広告やアナウンス放送</li> <li>・ 不特定多数を対象としたダイレクトメール、パンフレット、リーフレット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ</li> <li>・ 院内で配布されるパンフレットやリーフレット</li> <li>・ 自院の患者を対象としたダイレクトメール</li> <li>・ 年賀状等の時節のあいさつや医療機関の新築等のあいさつ</li> <li>・ 新聞や雑誌の記事(マスコミが取材したもの)</li> <li>・ 院内掲示物</li> <li>・ 医療機関が行う求人広告</li> </ul>

## ■ 【広告】 できる範囲

医療法第69条で広告できるものは限定されており、できるものは下記の11項目です。

①医師又は歯科医師である旨

②次条第1項（下記）の規定による診療科名

内科、心療内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、リハビリテーション科及び放射線科  
 歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科

③次条第2項（下記）の規定による診療科名

神経内科、胃腸科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、麻酔科

④病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

⑤常時診療に従事する医師又は歯科医師の氏名

⑥診療日又は診療時間

⑦入院設備の有無

⑧紹介をすることができる他の病院又は診療所の名称

⑨診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨

⑩前各号に掲げる事項のほか、第14条の2第1項第4号に掲げる事項  
 （管理者の氏名等）

⑪その他厚生労働大臣の定める事項

ここで問題なのが⑪の厚生労働大臣の定める事項という項目です。この1項目があるおかげで上記の11項目の他に、なんと66項目も広告できる内容が増えています。

理由は厚生労働大臣の定める事項は法律ではないため、厚生労働省内で決めたことを告示という形で発表するだけで済み、簡単に増やせるからです。

法律を変えるには国会による審議を経ないといけないので大変ですが、告示は省内の意見調整で済みます。なお、平成18年には第5次医療法改正がありますので、広告規制についても変わると思われます。

本稿で66項目を全て紹介する事は出来ませんので、実際に広告しそうなものをいくつか挙げておきます。

- (1) 保険医療機関、救急告示病院、労災保険指定病院又は診療所である旨等
- (2) 指定居宅サービス事業者又は指定介護療養型医療施設である旨
- (3) 厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師及び歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨
- (4) 当該医療機関で行われた分べんの件数
- (5) (財)日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果
- (6) 予約診療の実施
- (7) 休日診療の実施
- (8) 往診、在宅医療の実施
- (9) 訪問看護に関する事項
- (10) 健康診査の実施
- (11) 保健指導又は健康相談の実施
- (12) 予防接種の実施
- (13) 費用の支払方法又は領収に関する事項
- (14) 医師又は歯科医師の略歴、年齢及び性別
- (15) 当該医療機関内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保している旨
- (16) 当該医療機関内において症例を検討するための会議を開催している旨
- (17) 病室、機能訓練室、談話室、食堂又は浴室に関する事項(医療の内容に関するものを除く)
- (18) 対応することができる言語
- (19) 医療機関に併設されている介護老人保健施設又は医療法人の行うことができる業務に関する施設の名称
- (20) 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者等の名称
- (21) 当該医療機関内の施設内に設置された店舗等の名称及びその業務の種類
- (22) 駐車場設備

## ■【広告】に関するQ&A

次に医療機関の【広告】に関して、実際に皆様が感心を持たれていると思われる事項をQ&A形式でまとめてみました。

**Q 1** インプラント、審美歯科、歯周内科などは広告できますか？

**A 1** 診療科名としては無理です。現在標榜できる診療科名は2ページで挙げたものだけです。

ただし〔3ページ(15)〕で患者からの相談に適切に応じる体制は広告して良い事になっていますので、「インプラント相談窓口 フリーダイヤル0120-0000」とか「審美歯科に関する無料カウンセリングコーナー 毎週午前10時～午後2時」といった広告であれば可能と考えられます。

その他医療法人であれば「インプラント研究所併設」という形での広告も可能です。理由は〔3ページ(19)〕で医療機関に併設されている医療法人が行うことができる業務に関する施設名を広告する事ができるからです。

なお、ホームページや院内掲示ではインプラントや審美歯科と直接書いて問題ありません。

**Q 2** 女性専用外来や漢方外来などは広告できますか？

**A 2** Q 1と同じ理由で可能だと思います。また予約診療の実施も〔3ページ(6)〕で広告できる事になっていますので、例えば女性専用外来については予約制とし、その受付時間や予約専用ダイヤルを広告することが可能だと思います。これは女性専用外来だけでなくQ 1のインプラント等についても同様です。

**Q 3** 美容皮膚科は標榜できますか？

**A 3** 出来ません。平成17年7月時点で美容系で標榜できるのは形成外科と美容外科のみです。よく美容皮膚科という看板を目にしますが、厳密にいうと美容皮膚科を標榜する事は医療法違反となります。確かに美容皮膚科という言葉をよく耳にしますが、いわゆる俗称ですので、ホームページ等で利用される分には構いませんが、看板等で広告するのは危険と言えます。

**Q 4** 日本美容皮膚科学会、日本美容外科学会、日本口腔インプラント学会等の会員又は認定医ですが、この事を広告できますか？

**A 4** 出来ません。会員だけでは元々広告できませんが、認定医(専門医)については確かに〔3ページ(3)〕で広告できるとされています。しかしあくまで厚生労働大臣が定めた基準をクリアした団体である事が条件です。平成17年5月時点で広告が可能な団体は次ページの通りです。

日本整形外科学会、日本皮膚科学会、日本麻酔科学会、日本医学放射線学会、日本眼科学会、  
日本産婦人科学会、日本耳鼻咽喉科学会、日本泌尿器科学会、日本形成外科学会、  
日本病理学会、日本内科学会、日本外科学会、日本糖尿病学会、日本肝臓学会、  
日本感染症学会、日本救急医学会、日本血液学会、日本循環器学会、日本呼吸器学会、  
日本消化器病学会、日本腎臓学会、日本小児科学会、日本口腔外科学会、日本分泌学会、  
日本消化器外科学会、日本超音波医学会、日本臨床細胞学会、日本透析医学会  
日本脳神経外科学会、日本リハビリテーション医学会、日本老年医学会、日本胸部外科学会、  
日本血管外科学会、日本心臓血管外科学会、日本呼吸器外科学会、日本消化器内視鏡学会、  
日本小児外科学会、日本神経学会、日本リウマチ学会、日本歯周病学会、日本乳癌学会

## ■医療法以外の規制？

一般企業であれば法律さえクリアすれば後は自由に広告できますが、医療機関はそうはいかないようです。なぜならば医師会や歯科医師会（以下医師会と書きます）の存在を無視する訳にはいかないからです。地域によっては医師会の影響力がなくなっている所もありますが、まだまだ医師会への入会率が高い地域は影響力があります。

医師会については公正取引委員会が昭和56年に「医師会の活動に関する独占禁止法上の指針」というガイドラインを公表していますが、必ずしも周知徹底されているとはいえない状況です。

ちなみに同ガイドラインには診療時間及び広告に関する行為について次のように書いてあります。

「医師会のなかには、診療時間について取り決めたり、広告について医療法による規制以上の制限を行っている地域があるが、診療時間については、合理的な範囲内のものであって、その遵守を強制しないものであれば、原則として違反とならないし、広告に関する上記制限についても同様と考えられる。」

上記を見ると結局違反なのかそうでないのかが解りづらいですが、遵守を強制するのは違反となると解釈して差し支えありません。

しかし実際は広告に関しても医師会からの圧力があるようです。いくつか例を挙げてみました。

### 【事例1】

医院が新規開業時以外にも新聞に折込チラシを出していたところ、医師会の会長から呼び出され、口頭で注意された。

### 【事例2】

病院が医療法で認められている健康診断の実施について広告したところ、医師会から広告をやめるよう圧力をかけられた。

### 【事例3】

歯科医院がインプラント等自費診療を行っている事を大々的に広告したところ(看板での【広告】はインプラント研究所併設とし、後はホームページを活用)、診療報酬の査定が厳しくなり個別指導も入った。

事例3は医師会との直接的な関連は解りませんので思い過ごしかもしれません。しかし、当事務所の顧問先様以外からも同様の話をよく聞きます。

ですから地域において他院がどの程度【広告】しているかを参考にしながら【広告】される事をお勧めします。

もし地域においてインプラントや美容皮膚科などを大々的に【広告】しているのであれば、恐らくその地域はそれらの広告が認められているのかもしれませんが。3ページには書きませんでした。実は66項目の最後は「都道府県知事の定める事項」です。ですから地域により【広告】できる範囲が異なっても不思議ではありません。しかし念には念を入れて都道府県又は保健所(地域によっては広告規制に関する所轄が保健所となります)を確認して下さい。

もし地域において全くインプラントや美容皮膚科などを【広告】していないのであれば、看板等により直接広告するのではなく、まずはホームページ等を利用される事をお勧めします。

以上、「医療機関で広告できる範囲」としてまとめてみました。広告規制については現在も社会保障審議会医療部会において規制緩和の方向で議論されており、平成18年の医療法改正の時に更なる規制緩和がある事はほぼ間違いありません。

一方で本稿を書くにあたり問い合わせた某保健所の担当者は「広告規制はどこがどういう医療を専門にしているかを広告しない為にある」と今でも言っています。どうもお役所には時代の流れは関係ないようです。

しかし、患者は医療機関が何を専門としているのかを知りたがっています。ですから規制緩和されるまでは違反とならないよう上手に【広告】していくしかありません。

平成17年7月6日

西岡秀樹税理士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹